

「年金受給権者 受取機関変更届」の記入について

以下内容についてよくお読みいただき、必要事項を記入して提出してください（受取機関変更届の裏面もご覧ください）。

◆公立学校共済組合以外の受取機関の変更について

年金を受け取る権利（以下「受給権」という。）の発生時期によって、次のとおり変更の可否が変わります。

受給権発生年月日（※1）	変更できる他の公的年金の実施機関
平成27年10月1日以降の年金	日本年金機構、国家公務員共済組合、 地方公務員共済組合、日本私立学校振興・ 共済事業団
平成27年9月30日以前の年金	日本年金機構・地方公務員共済組合（※2）

（※1）公立学校共済組合のみに加入し、国民年金の保険料納付済み期間及び免除期間を有しない者（単一者）に係る基礎年金については、上記の日付に関わらず、公立学校共済組合から手続きをすることとなっています。

（※2）原則変更されますが、対応する実施機関によっては変更されない場合もあります。しばらく待っても受取機関が変更されない場合や、お急ぎの場合は、直接、各実施機関にてお手続きください。

◆受取機関変更届の記入について

別添の記入例を参考にご記入ください。

次の内容について、記入が漏れている・不足している場合はお手続きができません。

速やかな変更を行うためにも、必ずご記入ください。

①	基礎年金番号 （または個人番号）	基礎年金番号または個人番号（マイナンバー）をご記入ください。 ・個人番号（マイナンバー）を記入する場合は、番号確認できる書類及び身元が確認できる書類の同封が必要です。
②	変更を希望する 年金コード	変更したい年金の受取口座について、必ず以下のどちらかを選択し、記入してください。 A 受給しているすべての年金の受取口座を変更する 「受給しているすべての年金の変更を希望する」該当欄に✓をしてください。 この場合は、個別の年金コードを記入する必要はありません。 B 受給している一部の年金のみ受取口座を変更する 「年金コード」欄に、変更する年金の年金コードを記入してください。年金コードは4桁の数字です。 ※コードの誤記入・未記入がある場合は変更できません。

③	変更後の金融機関情報	指定する受取機関の口座名義をカタカナでご記入ください。口座名義は年金受給権者ご本人の口座に限ります。
		必ず 普通預金口座 をご指定ください。
		受取を希望する金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で証明を受けてください。 ただし、以下のいずれかの場合は証明を省略することができます。 A 通帳のコピー（口座番号、口座名義（カタカナ）、金融機関名、支店名が確認できる部分）を添付する場合 B デジタル庁が運営するマイナポータルに登録している公金受取口座を受取機関として指定する場合

◆基礎年金番号・年金証書番号・年金コードが分からないとき

基礎年金番号等の情報が分からないときは、次の書類をご確認ください。

また、年金コードについては同封の「年金コードの確認方法」もご参照ください。

基礎年金番号	年金支払通知書・年金証書・年金手帳等
年金証書番号	当組合が発行した年金証書や支払通知書等
年金コード	年金支払通知書や国民年金・厚生年金保険年金証書等

ご提出にあたっての注意事項

- 1 変更後の口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の口座を解約しないでください。
- 2 公立学校共済組合から受給している年金については、各定期支給期の前月の5日（5日が土、日、祝日の場合は直前の平日）までに不備なく届いた受取機関変更届が次の定期支給期からの変更対象となります。
なお、基礎年金など、他の実施機関で決定される年金については、提出後、変更までに3～4か月程度かかります。
- 3 到着・受付確認には、提出後1か月程度要することがあります。

